

令和7年3月11日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

令和7年4月以降の医療DX推進体制整備加算の取扱いについて

令和7年4月1日より適用する医療DX推進体制整備加算等の取扱いにつきましては、令和7年3月4日付け「医療DX推進体制整備加算等の取扱いについて」により、ご連絡申し上げているところであります。

今般、日本医師会より、本件に関する告示、通知、疑義解釈資料が発出されたことを踏まえて、令和7年4月からの医療DX推進体制整備加算の取扱いについて、改めて下記のように整理・解説させていただきますとの連絡がありました。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(1) 令和7年4月以降の点数及び届出について

令和7年4月からは、電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有している場合の点数である「加算1、2、3」と、電子処方箋要件がない「加算4、5、6」に分かれることとなります。

また、令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関が同年4月以降に「加算1、2、3」を算定する場合、同年4月4日までに新たな様式による届出直しが必要となります。なお、「加算4、5、6」を算定する場合は新たな様式による届出直しは不要です。

上記の内容に加え、それぞれの点数とマイナ保険証利用率をまとめた表と要点は下記のとおりです。

<令和7年4月以降の医療DX推進体制整備加算の取扱いについて>

- ・電子処方箋の体制を導入しなくてもよい点数として、加算4、5、6が新設された。
- ・加算6の点数（電子処方箋の体制を導入せず、マイナ保険証利用率が最も低い場合の点数）は8点とされ、現在の加算3の8点と同じ点数を4月以降も引き続き算定することが可能。
- ・マイナ保険証利用率の実績要件は、昨年12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したこと等を踏まえて引き上げられるが、利用率が上がれば、より高い点数を算定できる。

電子処方箋体制の要件	加算	点数	マイナ保険証利用率 (令和7年4月～9月)	4月4日までの届出直し
あり	加算1	12点	45%	必要
	加算2	11点	30%	
	加算3	10点	15%	
なし	加算4	10点	45%	不要
	加算5	9点	30%	
	加算6	8点	15%	

※令和7年10月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は附帯意見を踏まえ、同年7月を目途に検討、設定される予定。

なお、小児においてはマイナ保険証の利用率が低いことから、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ、前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関が加算3及び加算6を算定するに当たっては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、マイナ保険証利用率実績の要件を「15%以上」ではなく、「12%以上」とすることが可能であり、この取扱いを適用する場合は同年4月4日までに新たな様式による施設基準の届出が必要となっております。

※令和7年3月31日時点で既に医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関であって、上記の小児に配慮した取扱い（12%以上）を利用せずとも、同年4月以降に加算3（電子処方箋体制ありとして新たな様式で届出を行った医療機関の場合）及び加算6を算定可能である場合は、新たな様式で届出し直すことは不要。

（2）マイナ保険証利用率について

令和7年4月以降の算定に係るマイナ保険証利用率とは、「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」であって、社会保険診療報酬支払基金よりメールでお知らせがあり、また医療機関等向け総合ポータルサイトでも確認できるものです。

本加算を算定する月の3月前のマイナ保険証利用率とその前月、前々月の利用率のうち最も高い率を用いて算定が可能となります。

算定月	利用率の対象月(最も高い利用率を採用)		
令和7年4月の算定	令和6年11月	令和6年12月	令和7年1月
令和7年5月の算定	令和6年12月	令和7年1月	令和7年2月
令和7年6月の算定	令和7年1月	令和7年2月	令和7年3月
⋮		⋮	
⋮		⋮	

※マイナ保険証利用率が変動したことに伴い加算の区分が変更する場合であっても、届出をし直す必要はありません。なお、加算3または加算6の基準に満たない場合は加算を算定できませんが、その場合でも届出の取り下げは不要です。

【電子処方箋要件なしの場合の例】

算定月	レセプト件数ベースマイナ保険証利用率			医療 DX 推進体制整備加算
令和7年4月	令和6年11月 10%	令和6年12月 20%	令和7年1月 13%	加算6[8点]
令和7年5月	令和6年12月 20%	令和7年1月 13%	令和7年2月 12%	加算6[8点]
令和7年6月	令和7年1月 13%	令和7年2月 12%	令和7年3月 14%	算定なし ※届出の取下げ不要
令和7年7月	令和7年2月 12%	令和7年3月 14%	令和7年4月 18%	加算6[8点]
令和7年8月	令和7年3月 14%	令和7年4月 18%	令和7年5月 30%	加算5[9点] ※区分変更の届出不要

本件については、本会ホームページに掲載するとともに、3月発行の社会保険通報に掲載いたします。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001